

熊本県指令産支第9号
上益城郡嘉島町大字上島2788-2
嘉島産業株式会社

平成26年4月4日付けで申請の岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、次のとおり認可します。

平成26年5月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫



1 認可の内容

採取場名	網津採取場			
採取場所在地	宇土市網津町字水谷1818番174 ほか58筆			
面積	総面積	241,409.00 平方メートル	採取量	1,634,707 トン
	採取面積	39,313.21 平方メートル		
採取の期間	平成26年5月10日 ~ 平成31年5月9日			
その他	認可申請書の内容を遵守すること			

2 認可の条件

- ・掘削区域を杭、テープ等で表示すること。

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をすることができなくなります。
- この処分について、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定を受けた場合は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定により、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に、公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えを提起することができます。